

令和6年2月21日（水）

津島市健康福祉部子育て支援課（佐藤、三輪）

電話番号 0567-24-1121（ダイヤルイン）

<議案名> 議案37号 指定管理者の指定の期間の変更について

1 内容

株式会社明日葉をこどもの家の指定管理者として、令和6年4月1日から11年3月31日までの5年間指定しましたが、同社より令和6年2月13日付けで指定管理者の指定の白紙撤回申出書が市に提出されました。

そこで、現在の指定管理者である特定非営利活動法人放課後のおうちの指定期間（令和3年4月1日から6年3月31日まで）を3年間延長し、同期間を令和3年4月1日から9年3月31日までと変更するもの。

2 理由

株式会社明日葉が、令和6年4月1日からこどもの家の指定管理者として運営できるよう、引継ぎ等の準備を進めていました。しかしながら、こどもの家の利用者説明会等での反対意見並びに指導員の継続雇用の進捗具合を鑑み、令和6年4月からこどもの家の指定管理者として、円滑に事業を承継できる状況ではないと考え、市と同社が協議の上、指定管理者の指定を白紙撤回することとしました。

なお、白紙撤回にあたっては事前に特定非営利活動法人放課後のおうちと協議し、同法人が収支改善を図ることなどを承諾したため、指定期間を3年間延長することとしました。

市としては今後3年間で、利用者説明会でご意見のあった諸課題（手作り給食や時間区分による料金制度等）の整理及び再公募にあたり円滑に引継ぎが行えるよう議会への議案の提出時期を早めるなどの検討を行う予定です。